

令和元年第6回農業委員会総会議事録

開催年月日		令和元年6月24日（月）						
開催場所		白岡市役所4階特別大会議室						
開催時間 及び宣告者		開会	午前 9時00分		議長	進藤 貴一		
		閉会	午前 9時28分		議長	進藤 貴一		
議長	進藤 貴一		臨時議長			仮議長		
委員 出席 状況	農 業 委 員			推 進 委 員				
	席次番号	氏 名		摘要	席次番号	氏 名		摘要
	1	吉澤 眞吉		出席	1	齋藤 美佐夫		出席
	2	鈴木 健一		出席	2	長澤 いと		出席
	3	関山 功一		出席	3	吉田 敏雄		出席
	4	進藤 貴一		出席	4	大久保 要夫		出席
	5	小野田 憲司		出席	5	細井 和夫		出席
	6	小島 俊雄		欠席	6	渡邊 明子		出席
	7	八木橋 健一		出席	7	飯田 孝		出席
	8	江原 勝		出席	8	安野 和好		出席
	9	井上 日出巳		出席	9	山岸 良一		出席
	10	岩上 賢		出席				
	11	荒井 肇		出席				
	12	白石 富子		出席				
	13	江口 泰夫		出席		出席者		22名
	14	大山 峰夫		出席		欠席者		1名
議事参与制限 を受ける委員		井上 日出巳		会長からの 出席要請者		農政課職員		
		荒井 肇						
		江口 泰夫						
事務局		事務局長	嶋崎 徹		主幹		手島 淳	
		主査	大塚 一隆		主任		塩村 孝太郎	
		主事	新井 政貴					
説明員		主幹	手島 淳		主査		大塚 一隆	
		主任	塩村 孝太郎		主事		新井 政貴	
		農政課	志水 翔希					
会議次第		別添のとおり		配布資料		別添のとおり		

審議事項

- (1) 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について
- (2) 白岡市農用地利用集積計画の決定について

協議報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (3) その他

議 事 の 経 過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
局長	皆さんおはようございます。定刻となりますので、ただ今から、令和元年第6回農業委員会総会を始めさせていただきます。
局長	はじめに、進藤会長からごあいさつをお願いいたします。
会長	あいさつ（省略）
局長	本日は、傍聴人の方がお見えでございますので、よろしくお願いいたします。なお、傍聴人に申し上げます。 お手元の『傍聴人心得』を良くお読みいただき、傍聴くださいますようお願いいたします。
局長	現在の出席委員は農業委員14名中13名、推進委員9名中9名でございます。 農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします。 【開会 午前9時00分】
議長	現在出席委員13名であり定足数に達しておりますので、これから第6回総会を開会いたします。
議長	議事録署名委員に大山委員、吉澤委員を指名いたします。
議長	まず初めに事務局から発言を求められていますので、事務局の発言を許可します。
事務局	本日、審議を予定しております議案第13号の案件について、修正がありましたので、資料の差し替えをお願いいたします。 なお、修正箇所については、先日お配りした資料のうち、 ・3－1ページの2．申出結果の表の差し替え ・3－4ページの新規番号14の借賃を30kgで統一 ・3－11ページの新規番号49に利用権を6筆追加 ・3－17ページの再設定番号6の設定する利用権の終期を令和6年7月6日、存続期間を5年で統一 となっています。
<u>議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について</u>	
議長	日程第1 議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は1件でございます。 総会資料の2ページ目を御覧願います。

	番号１につきましては、譲受人が、譲渡人から売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、賃貸住宅にて生活しておりますが、子供が生まれたことで手狭となり自己用住宅を建築したいと考えたことから、今回、申請がなされたものです。 申請地の農地区分は、甲種、第１種、第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第２種農地と判断されます。 また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。
議長	説明が終了しました。番号１につきましては、地区担当の委員が、本日は所用により欠席のため、代わりに現地調査を行っていただいた副担当の委員から報告をお願いいたします。
委員	番号１について６月２１日に現地確認を行いました。 転用内容については事務局説明のとおりです。 現地案内図の１ページを御覧ください。 周辺施設としましては、消防署や寺が存在しており、地域としては過去に市街化区域であった逆線引きと呼ばれている地域となります。 また、周辺はすでに宅地として利用されており、今後も市街化として発展していく可能性が高い地域です。 申請地は農地として管理されており、違反等はありません。 したがって、本案につきましては付近の状況や転用理由等から転用についてやむを得ないと判断しました。皆様の審議をお願いします。
議長	報告が終了しました。これより御意見・御質疑等をお伺いします。 御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 〔質疑等なしという声あり〕
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案については、事務局の説明及び地区担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性及び地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。 〔異議なしという声あり〕
議長	異議なしと認めます。よって議案第１２号については原案のとおり決定します。
<u>議案第１３号 白岡市農用地利用集積計画の決定について</u>	
議長	日程第２ 議案第１３号 白岡市農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。農政課職員の入室を求めます。

	[農政課担当職員、事務局席へ移動]
議長	本案につきましては農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき白岡市から依頼がありました。これより、農政課職員から内容説明をいたさせます。
農政課	議案第13号 白岡市農用地利用集積計画の決定について、農政課から御説明いたします。 本計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、5月7日（火）から5月17日（金）までの9日間で受付を実施いたしました。 内容につきましては、 新規設定件数72件、筆数199筆、面積165,989.39㎡ 再設定件数42件、筆数159筆、面積129,351.39㎡ 合計件数114件、合計筆数358筆、合計面積295,340.78㎡ となっております。 本日審議していただく農用地利用集積計画の始期についてですが、利用権設定で行ったものについては、令和元年7月7日からとなります。また、中間管理事業を通す利用権設定については、令和元年9月30日からとなります。 なお、次のページ以降に各利用権設定の詳細が記載されておりますが、内容につきましては、記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。
議長	説明が終了しました。これより御意見・御質疑等をお伺いします。 本案につきましては議事参与制限があるため、新規設定番号44、再設定番号32、36を除く案件について、始めに御意見・御質疑等をお伺いします。 また、推進委員に関する事項がありますので、農業委員会等に関する法律第29条に基づき推進委員の皆様にご総会への出席をお願いしているところですが、議事の公正を確保するため、新規設定番号46も除いて御意見・御質疑等をお伺いします。 御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
委員	新規設定番号4から10、18、19等について追加で説明いたします。これら約4丁ほどの農地についてですが、該当地の地主から高齢等で農業を続けるのは難しいと相談がありまして、■■■へ耕作をお願いできないかと相談したところ、私も立ち会って現地確認を行うことになり、その結果、■■■が耕作を行うということで話がまとまり、今回の利用権設定の申出が出されたものとなります。
議長	ほかに御意見・質疑等あれば、お願いいたします。 [質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案のうち、新規設定番号44、46、再設定番号32、36を除く案件については、案のとおり白岡市農用地利用集積計画として決定することで、御異議ございませんか。

	[異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。本案のうち、新規設定番号４４、４６、再設定番号３２、３６を除く案件については、原案のとおり決定します。
議長	続きまして、井上委員におかれましては一時退室をお願いいたします。
	[井上委員、一時退室]
議長	新規設定番号４４について御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
	[質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案のうち、新規設定番号４４については、案のとおり白岡市農用地利用集積計画として決定することで、御異議ございませんか。
	[異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって本案のうち、新規設定番号４４については、原案のとおり決定します。井上委員は入室してください。
	[井上委員、入室]
議長	続きまして、荒井委員におかれましては一時退室をお願いいたします。
	[荒井委員、一時退室]
議長	再設定番号３２について御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
	[質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案のうち、再設定番号３２については、案のとおり白岡市農用地利用集積計画として決定することで、御異議ございませんか。
	[異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって本案のうち、再設定番号３２については、原案のとおり決定します。荒井委員は入室してください。
	[荒井委員、入室]
議長	続きまして、江口委員におかれましては一時退室をお願いいたします。
	[江口委員、一時退室]
議長	再設定番号３６について御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
	[質疑等なしという声あり]

議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案のうち、再設定番号３６については、案のとおり白岡市農用地利用集積計画として決定することで、御異議ございませんか。 [異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって本案のうち、再設定番号３６については、原案のとおり決定します。江口委員は入室してください。 [江口委員、入室]
議長	続きまして、細井推進委員におかれましては一時退室をお願いいたします。 [細井推進委員、一時退室]
議長	新規設定番号４６について御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案のうち、新規設定番号４６については、案のとおり白岡市農用地利用集積計画として決定することで、御異議ございませんか。 [異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって本案のうち、新規設定番号４６については、原案のとおり決定します。細井推進委員は入室してください。 [細井推進委員、入室]
議長	以上をもちまして、議案第１２号及び第１３号に係る議事を終了いたします。
議長	引き続き協議報告会を開催いたします。
<u>協議報告事項１ 農地法第５条第１項第６号の規定による転用届出に対する専決処分</u>	
議長	協議報告事項１、農地法第５条第１項第６号の規定による転用届出に対する専決処分について を事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項１ 農地法第５条第１項第６号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は４件でございます。 総会資料の５ページから６ページ目を御覧願います。 番号１から３につきましては、住宅敷のための転用です。 番号４につきましては、事務所敷のための転用です。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。 御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑等なしという声あり]

議長	質疑なしと認めます。
<u>協議報告事項 2 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知</u>	
議長	続きまして、協議報告事項 2、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項 2 農地法第 18 条第 6 項の通知についてでございますが、今回報告は 7 件でございます。 総会資料の 7 ページ目から 8 ページ目を御覧願います。 番号 1 につきましては、令和元年 5 月 1 日に届出のあったものです。 番号 2 につきましては、令和元年 6 月 12 日に届出のあったものです。 番号 3 から 7 につきましては、令和元年 5 月 1 日に届出のあったものです。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等伺います。 御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑等なしという声あり]
<u>協議報告事項 3 その他</u>	
議長	質疑もないようですので、協議報告事項 3 その他に移ります。 事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	○農業委員会活動記録の提出について ・提出がお済みでない方は、総会後に提出をお願いします。 ○来月の農地パトロールについて ・ 7 月 2 日 関山委員・篠津地区推進委員 ・ 7 月 16 日 荒井委員・大山地区推進委員 ・ 7 月 30 日 白石委員・八木橋委員・日勝地区推進委員 必要に応じて日程変更をお願いします。 また、日程変更を行った場合には、事務局まで連絡をお願いします。 ○来月総会 ・ 7 月 24 日（水）午前 9 時 ・議事録署名委員の大山委員、吉澤委員の両委員は来月印鑑をお願いします。 ○白岡市農業振興審議会委員推薦について ・白岡市農政課からの白岡市農業振興審議会の改選に伴う委員の推薦依頼。 ・現在、農業委員会から出している委員は 3 名（進藤会長、小野田委員、江原委員）。 ・農業委員の任期は 3 年、農業振興審議会委員の任期は 2 年となるため、任期中での改選となった。
議長	現在の委員から継続ということでよろしいでしょうか。

事務局 議長 議長	[意見・質疑等なし] 以上で、協議報告事項３　その他を終わります。 内容説明が終了いたしました。全体を通しまして御意見・御質疑等ございませんか。 [意見・質疑等なし] 以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。 【終了　午前９時２８分】
--------------------------------	---